

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日に
おき、
その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等(地方課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教委告示

鳥取県指定保護文化財の指定の解除(文化課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による門地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十三年十一月九日現在の地番による。)
門谷字林ノ代	門谷字林ノ代のうち一二四六の一の一部、一二四七の二から一二四七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	門谷字大平ル一三八六と一体をなす国有地の一部
	門谷字荒神田一三九二、一三九四の一、一三九四の七と一体をなす国有地の一部
門谷字大高下	門谷字原尻一二四八の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字大高下のうち一二五三の一部及び一二五三、一二五四と一体をなす国有地の一部以外の区域

門谷字原	門谷字原一三六九の一の一部、一三七〇の一部及び一三六九の一、一三七〇と一体をなす国有地の一部
門谷字中小谷	門谷字原一三六九の一の一部、一三七〇の一部及び一三六九の一、一三七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 門谷字原一三七〇の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字中小谷のうち一三七一の一部、一三七五の一部以外の区域 門谷字大鉄穴ノ三 一三七八の二の一部、一三八三の三の一部 門谷字大平ル一三八四の一部及びこれと一体をなす国有地
門谷字大鉄穴ノ三	門谷字中小谷一三七一の一部、一三七五の一部 門谷字大鉄穴ノ三のうち一三七八の二の一部、一三八三の二の一部、一三八三の三の一部、一三八三の六の一部以外の区域 門谷字大平ル一三八四の一部
門谷字大平ル	門谷字林ノ代一二四七の二から一二四七の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 門谷字原尻のうち一二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 門谷字大高下一二五四と一体をなす国有地の一部 門谷字原一三七〇の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字大鉄穴の三 一三八三の二の一部、一三八三の六の一部 門谷字大平ルのうち一三八四の一部、一三八七の一部及び一三八四、一三八六、一三八七と一体をなす国有地の一部

門谷字上ミ塔田	以外の区域 門谷字荒神田一三九一の一部、一三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 門谷字橋ノ子一四〇五と一体をなす国有地の一部
門谷字荒神田	門谷字大平ル一三八七と一体をなす国有地の一部 門谷字上ミ塔田のうち一三八八の一部及び一三八九の一、一三九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 門谷字荒神田一三九六の一と一体をなす国有地の一部
門谷字下モ塔田	門谷字林ノ代一二四六の一の一部 門谷字大平ル一三八七の一部及びこれと一体をなす国有地 門谷字上ミ塔田一三八八の一部及び一三八九の一、一三九〇の一と一体をなす国有地の一部 門谷字荒神田のうち一三九一の一部、一三九二の一部及び一三九一、一三九二、一三九四の一、一三九四の七、一三九六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
門谷字橋ノ子	門谷字荒神田一三九六の一と一体をなす国有地の一部 門谷字下モ塔田のうち一三九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 門谷字畦高一四四七の一部
門谷字畦高	門谷字下モ塔田一三九七の一と一体をなす国有地の一部 門谷字畦高のうち一四四七の一部以外の区域
門谷字ツンヌキ谷尻	門谷字ツンヌキ谷尻のうち一六四八の一の一部以外の区域 門谷字今西一六六二の一の一部及びこれと一体をなす国有地

門谷字今西	門谷字ツンヌキ谷尻一六四八の一の一部 門谷字今西のうち一六六二の一の一部及びこれと一体をなす固有地以外の区域
廃止する字の名称	門谷字原尻

鳥取県告示第七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	昭和六十四年一月一日
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇一	〃

鳥取県告示第七十五号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る高城地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年二月十三日から二十三日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

大栄町長が行う土地改良事業に係る保閑ヶ峯地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四

年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(地区再編農業構造改善事業津ノ井西(弥宜谷)地区農道整備)を平成元年二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業早牛地区区画整理)を平成元年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

日南町が行う土地改良事業(団体営ほ場整備事業佐木谷地区ほ場整備)に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る門地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

平成元年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成元年二月二十二日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 昭和六十三年度明るい選挙推進鳥取県婦人集会の開催要領について

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
下池忠正後援会	円岡武次郎	林原 誠	西伯郡中山町田中六一六	昭和六十三年十一月十四日	その他政治団体
鳥取県歯科技工士会政治連盟	岩木 八郎	高野 碩光	米子市花園町九五	昭和六十三年十一月十一日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
鳩山威一郎鳥取県東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市富安二丁目九六	鳥取市栄町四〇三	昭和六十三年十一月九日	その他政治団体
〃	代表者の氏名	常田 修	石賀 哲男	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
谷口達雄後援会	谷口 馨	漆原 芳正	八頭郡河原町大字小河内三六三	昭和六十三年十一月五日	その他政治団体
全国内水面政治連盟鳥取県支部	田淵 銀一	中本 武雄	倉吉市上井五四六	昭和六十三年十一月七日	〃
山本昇造後援会	小林 実	沢田 憲治	八頭郡家町大字米岡二五七―四	昭和六十三年十一月十四日	〃
福岡洋一後援会	岩坂 茂昭	住田 伸一	西伯郡日吉津村大字日吉津二八	昭和六十三年十一月十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間	政治団体の名称	収入総額	支出総額
昭和62年1月1日～同年12月31日	谷口達雄後援会	1	0円
報告年月日	昭和63年11月5日	2	0円
収入・支出の総額			

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 谷口進雄後援会

報告年月日 昭和63年11月5日

(昭和63年11月3日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 全国内水面政治連盟鳥取県支部

報告年月日 昭和63年11月7日

(昭和63年10月26日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 日本昇進後援会

報告年月日 昭和63年11月14日

(昭和63年11月6日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,024,840円

ア 前年繰越額 1,008,752円

イ 本年収入額 16,088円

(2) 支出総額 1,024,840円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入 16,088円

合 計 16,088円

(2) 支出の内訳

經常経費 政治団体の名称 福間洋一後援会

備品・消耗品費 10円 報告年月日 昭和63年11月18日

政治活動費 収入・支出の総額

組織活動費 1,024,830円 1 収入総額 0円

合 計 1,024,840円 2 支出総額 0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第五条第三項の規定に基づき、昭和二十八年八月鳥取県教育委員会告示第二十六号（鳥取県指定保護文化財の指定について）で指定した次の表の上欄に掲げる文化財のうち同表の中欄に掲げるものの指定が解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

上 欄	中 欄	解除年月日
大神山神社奥宮	大神山神社奥宮	昭和六十三年十一月十九日
本社 本殿・幣殿・拝殿	本社 本殿・幣殿・拝殿	
末社 本殿・幣殿・拝殿	末社 本殿・幣殿・拝殿	
神明		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年二月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類						型 式	製 造 業 者 名
飛竜II	パワーゲートII	ラインバックI	スリングショット	スーパーライナー	サントス		株式会社藤商事
ばちんこ遊技機							
エクセル	メガトロン	ドリムセブンPAR T五	ドリムセブンPAR T六	ドリムセブンPAR T七	デジタル金四郎PAR T三	デジタル金五郎PAR T三	ハスラー
スーパージャンプ	パワーステーション	マジシャンII	ストライカーI	オールスターIA	ブロードウェイIIA	ドッグマンI	株式会社三共
						京楽産業株式会社	

<p>回胴式遊技機</p>	<p>アレンジボール遊技機</p>											
<p>ガルダ</p>	<p>ダッシュ</p>	<p>ザ・トキオ</p>	<p>ロータリー七パート三</p>	<p>サザンクロス二</p>	<p>IRIS</p>	<p>ルーピングスター</p>	<p>たこべえ</p>	<p>DREAM W</p>	<p>ポセイドン一〇</p>	<p>タイフーン一</p>	<p>タイフーンIV</p>	<p>エキサイトキングV</p>
<p>株式会社タイヨー</p>	<p>太陽電子株式会社</p>	<p>株式会社平和</p>	<p>株式会社大一商会</p>	<p>奥村遊機株式会社</p>	<p>株式会社ニューギン</p>							